

米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等デザイン業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等デザイン業務委託

(2) 業務の目的

米沢駅における誘導サイン等デザインの改善については、令和4年3月に策定された米沢市地域公共交通計画の基本目標を達成するために本市が取り組むべきプロジェクトにおける重点事業と位置付けられている。

米沢駅での鉄道・バス・タクシーへの乗り換えをスムーズにし、市街地の魅力向上を図る。

(3) 業務内容

別紙「米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等デザイン業務委託仕様書」に記載されているとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画内容に応じて、仕様を変更する場合がある。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

(5) 提案上限額

2,531,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 米沢市契約規則（昭和53年規則第5号）第23条第2項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規定（平成6年3月31日告示66号）に基づく、本市の指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去に、本案件と同種又は同程度と認められる国又は地方自治体発注の業務を受注した実績があること。

3 応募手続きに関する事項

(1) 参加申請書類

ア プロポーザル参加表明書（様式2）

イ 業務実績表（様式3）

令和元年度から令和3年度までの間に元請業者として受注した、同種又は類似業務に関する実績を記載すること。この場合の同種業務実績とは公共交通又は交通関係誘導サイン等に関する設計業務実績とし、類似業務実績とは公共交通関係以外の誘導サイン等に関する設計業務実績とする。

(2) 企画提案書類

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

A3判片面印刷とし、文字は11ポイント以上、2ページ以内とすること。印刷はモノクロ・カラーを問わない。

仕様書の「4 業務内容」に掲げる各事項すべてについて、具体的な提案をするとともに、業務の実施手順、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。

本事業に関する基本的な考え方を記載すること。

企画提案書の提出は1社1案とすること。

ウ 業務担当者一覧表（様式5）

責任者及び担当者の業務実績等を記載すること。

業務担当者一覧表に記載された担当者の変更は、原則として認めない。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情により担当者を変更する場合で、業務担当者と同等以上の者と発注者が認めた場合を除く。

エ 見積書及び見積内訳書（様式6）

(3) 提出期限

ア 参加申請書類：令和4年9月 5日（月）17時15分必着

イ 企画提案書類：令和4年9月20日（火）17時15分必着

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

ア 郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

イ 持参する場合は、執務時間中（平日の8時30分から17時15分まで）にプロポーザル事務局に持参すること。

(5) 提出部数

ア 参加申請書類：正本1部

イ 企画提案書類：正本1部、副本5部（副本については複写を可とする。）

4 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 提出方法

電子メールでプロポーザル事務局まで送付すること。また、電話により受信確認を行うこと。

(3) 受付期限

令和4年8月26日（金）17時15分必着

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年8月31日（水）までに、電子メールにより参加申請書類を提出した事業者全員に通知する。なお、質疑を行った事業者名は公開しないものとする。

5 契約候補者の選定方法

「米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等デザイン業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、このプロポーザルの審査を行い、契約候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する。（次点者以降も決定する。）

最高得点者が複数の場合は、審査委員の合議により決定する。

評価の詳細・審査の経緯及びその内容は公開しない。また、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

○審査委員会名簿

区分	役職名等	氏名
委員長	米沢市地域公共交通活性化協議会 会長	大河原真樹
副委員長	米沢市地域公共交通活性化協議会 副会長	安部 徹
委員	米沢駅長	佐藤 文俊
委員	米沢市企画調整部長	遠藤 直樹
委員	米沢市産業部長	安部 晃市

6 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、各社によるプレゼンテーションを実施し、審査委員会において評価が最も優れている事業者を選定する。なお、参加者が5者を超える場合には、審査委員会において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を5者に絞り込む。

書類審査の有無については、令和4年9月21日（水）までに電子メールで通知する。また、書類審査を実施した場合は、その結果を令和4年9月26日（月）17時までに電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに、20分以内の説明とする。（準備5分、口頭説明10分、質

疑応答5分)

(3) プレゼンテーション及び審査委員会実施日

令和4年9月30日(金) 予定

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

ア プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンはプロポーザル事務局が準備するが、パソコン等は提案者において準備すること。

ウ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。

エ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。

オ 指定した時間に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(5) 審査結果

プロポーザルは、審査委員会が別紙「米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等デザイン業務公募型プロポーザル審査評価基準」に基づき審査し、後日速やかに参加者全員にその結果を書面にて通知する。

(6) 審査結果の公表等

審査結果は、事業予定者の名称のみ米沢市ホームページで公表する。応募提出書類は原則として公開しない。

7 失格事項

本プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 前記2「参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合

(4) その他、前述の審査委員会が失格と認めた場合

8 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と、提案に沿って契約内容の協議、調整を行った上で、随意契約により委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、又は協議が整わなかった場合は審査により順位づけられた上位の者から順に協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

9 実施スケジュール

項目	期日
公募型プロポーザル公募開始（広告・ホームページ掲載）	令和4年8月19日（金）
本業務に関する質問の受付期限	令和4年8月26日（金）
本業務に関する質問の回答期限	令和4年8月31日（水）
参加申請書類の提出期限	令和4年9月5日（月）
企画提案書類の提出期限	令和4年9月20日（火）
書類審査実施の有無の通知	令和4年9月21日（水）
（書類審査を実施した場合）選定結果通知	令和4年9月26日（月）
プレゼンテーション実施日	令和4年9月30日（金） 予定
審査結果通知	令和4年10月3日（月） 予定
契約締結	令和4年10月上旬予定

1 0 プロポーザルの延期又は中止

今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、必要に応じて実施要領を変更する場合がある。また、やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められる場合は、延期又は中止とする場合がある。その場合、プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することができないものとする。

1 1 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 関係する主体（鉄道事業者等）の所管する範囲における誘導サイン等の取り扱いについては、別途本プロポーザルへの参加表明者に対して提示する。
- (4) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (5) このプロポーザルに応募した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

1 2 プロポーザル事務局

所在地：〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号

事務局：米沢市企画調整部地域振興課地域振興担当

電話：0238-22-5111（内線 2801）

F A X：0238-22-0498

電子メールアドレス：chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp